

第3編 各論

第1部 地域分野

第1章 地域分野の基本理念等

1 基本理念

地域福祉とは、それぞれの地域において住民が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のことです。

地域福祉活動とは、地域に住む住民一人ひとりが、地域社会の一員として、地域福祉のことを考え、そこにある課題を発見し、その解決に向けて主体的に取り組むことをいいます。地域で生じている問題の解決に向けて、住民同士が集まって話し合い、共に取り組む地域福祉活動の姿を確認し合うことが基本となります。

地域には様々な人々がいます。子ども、介護を受けている人、障がいのある人など、いわゆる支援や見守りが必要な人々だけではなく、会社員、学生、主婦、商店主やそこで働く人々、古くから住んでいる人、新たに転入してきた人、外国人など、多様な人々が地域社会を構成しています。さらに企業、学校、ボランティア、NPO、協同組合、病院、福祉サービス事業所等の多様な主体も地域社会の一員であり、福岡市にはこれらの社会資源^{*}が数多く存在するという都市部の強みを生かし、個人に限定されない多様な主体とのつながりをつくることが重要となります。

福岡市におけるこれらのつながりは、都心部、郊外部、農山漁村部など、地域によって人口構成や生活の利便性等はもちろん、社会資源^{*}が大きく異なることから、小学校区ごとに組織された自治協議会^{*}による地域のまちづくりを中心として、地域ごとに多様な姿をみせています。

わが国は、これまで経験したことのない超少子高齢社会を迎える、社会的孤立^{*}等の関係性の貧困、ダブルケア^{*}やヤングケアラー^{*}、8050問題^{*}など、複合化・複雑化した課題が顕在化しています。これらは誰にでも起こりうる社会的なリスクでありながら、個別性が高く、従来の社会保障の枠組みでは十分な対応が難しいものであるといえます。これらの課題の解決に向け、制度・分野の枠や「支える側^{*}」「支えられる側」といった従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、支え合いながら暮らしていくことができる包摂的なコミュニティ、地域社会をつくる「地域共生社会^{*}」の実現をめざす必要があります。

これらの社会背景を踏まえ、地域福祉を推進するため、地域の特性に応じた支え合い・助け合い活動の様々なエリアにおける効果的な展開や、様々な世代の住民、地域団体や企業、NPO、社会福祉法人等、多様な主体の積極的な地域活動への参加とともに、専門相談機関の包括的な支援ネットワークの充実を図ることが求められています。

^{*} 社会資源：P.277参照

^{*} 自治協議会：P.276参照

^{*} 社会的孤立：P.277参照

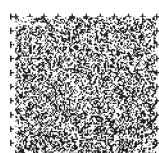
^{*} ダブルケア：P.277参照

^{*} ヤングケアラー：P.280参照

^{*} 8050問題：P.279参照

^{*} 支える側：P.276参照

^{*} 地域共生社会：P.278参照



このような点を踏まえ、地域分野の基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

住民参加と自治を基盤とし、様々な主体が地域を構成する一員として相互に連携し、支え合う福祉コミュニティの形成を通して、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

2 計画の位置づけ

- 本分野を、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画とし、福岡市社会福祉協議会*（以下、この分野において「市社協」という。）が策定する地域福祉活動計画*と相互に連携し、福岡市の地域福祉を推進します。
- 地域福祉計画と関連する「健康」「高齢者」「障がい者」「子ども」分野については、本計画の「健康・医療分野」「高齢者分野」「障がい者分野」及び「第5次福岡市子ども総合計画」と相互に連携を図ります。
- また、成年後見制度*の利用促進に関する内容については、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づく、本市における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけます。

3 基本目標

- 基本理念に基づき、5つの基本目標を定め、各施策を実施します。

(1) 地域福祉活動推進のための基盤づくり

- 地域福祉推進の柱である社会福祉協議会や民生委員・児童委員*（以下、この分野において「民生委員」という。）への支援、連携を進めるとともに、あらゆる世代において、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図ります。
- また、ユニバーサルデザインの理念*に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

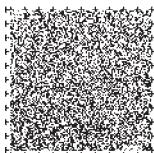
* (市・区・校区) 社会福祉協議会 : P.277参照

* 地域福祉活動計画 : P.278参照

* 成年後見制度 : P.277参照

* 民生委員・児童委員 : P.280参照

* ユニバーサルデザインの理念 : P.280参照



(2) 身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進

○住民に身近な圏域において、世代を超えた住民同士の多様な交流を促進し地域のつながりの強化を図ることや地域活動の担い手の確保に向けた支援を図るなど、様々な形で支え合い・助け合い活動に参加・参画できる仕組みづくりを進めます。

(3) 人づくりと拠点づくり

○福祉教育の推進を図るため、市民ボランティア養成等の地域で活躍できる人づくりや、地域福祉活動の拠点づくりに取り組みます。

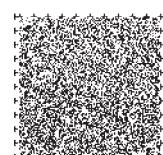
(4) 多様な主体との連携・共働*による地域づくり

○社会福祉法人・民間企業・大学や、福祉人材*などの専門職のほか、NPO等の専門知識や専門技術など、あらゆる社会資源*を活用した支援の仕組みづくりとともに、ICT（情報通信技術）の利活用や、AI（人工知能）やIoT*、ロボットなどの最新技術の活用に向けた取組みを進めます。

(5) 包括的な相談支援ネットワークの充実

○地域と連携して支援を届けるため、地域特性に応じた多様な支援ネットワークの充実を図るほか、関係機関や多職種の連携を推進するなど、包括的な支援体制の構築に向けた取組みを進めます。

* 共働：P.276参照
 * 福祉人材：P.279参照
 * 社会資源：P.277参照
 * IoT：P.275参照



4 施策体系

○基本目標に基づき、以下の体系により地域福祉施策を推進します。

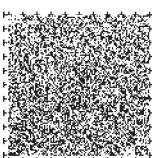
〈推進施策〉

基本目標	施 策
【基本目標1】 地域福祉活動推進のための基盤づくり	(1-1) 地域福祉活動を推進する団体への支援と連携 (1-2) 共生の意識の醸成 (1-3) ユニバーサルデザインの理念*による地域づくり
【基本目標2】 身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進	(2-1) 絆づくりの推進 (2-2) 校区・地区における主体的な福祉のまちづくりへの支援 (2-3) 見守りと支え合い活動の推進 (2-4) 見守りと災害時の助け合いの連携 (2-5) 地域と連携した様々な分野の課題解決の取組み
【基本目標3】 人づくりと拠点づくり	(3-1) 地域で活躍できる人づくり・福祉教育 (3-2) 地域活動の促進に向けた環境整備
【基本目標4】 多様な主体との連携・共働*による地域づくり	(4-1) 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携 (4-2) ICT(情報通信技術)等の先進技術の利活用
【基本目標5】 包括的な相談支援ネットワークの充実	(5-1) 地域との連携による課題把握の仕組みづくり (5-2) 権利擁護*の体制充実とサービスの利用支援 (5-3) 生活困窮者への相談支援体制の充実 (5-4) 複合的な課題解決に向けた連携強化

* ユニバーサルデザインの理念：P.280参照

* 共働：P.276参照

* 権利擁護：P.276参照



【支え合いの地域づくりに向けた施策体系】

基本目標1

〈地域福祉活動推進のための基盤づくり〉

- 地域福祉活動を推進する団体への支援と連携
- 共生の意識の醸成
- ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

支え合いの地域づくり

基本目標2

〈身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進〉

- 絆づくりの推進
- 校区・地区における主体的な福祉のまちづくりへの支援
- 見守りと支え合い活動の推進
- 見守りと災害時の助け合いの連携
- 地域と連携した様々な分野の課題解決の取組み

基本目標3

〈人づくりと拠点づくり〉

- 地域で活躍できる人づくり・福祉教育
- 地域活動の促進に向けた環境整備

基本目標4

〈多様な主体との連携・共働による地域づくり〉

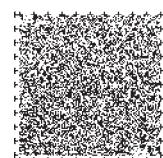
- 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携
- ICT（情報通信技術）の先進技術の利活用

基本目標5

支援ネットワークの充実

〈包括的な相談支援ネットワークの充実〉

- 地域との連携による課題把握の仕組みづくり
- 権利擁護の体制充実とサービスの利用支援
- 生活困窮者への相談支援体制の充実
- 複合的な課題解決に向けた連携強化



第2章 施策各論

【基本目標1】

地域福祉活動推進のための基盤づくり

〈現状と課題〉

(1) 生活圏域（【図表53】）

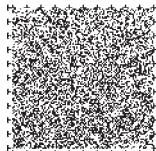
- 人口160万人を超える福岡市は、行政単位として7つの区に分かれます。市レベルでは、地域福祉の推進を図るため、全市的な計画や各種団体との連携調整、サービスの提供などが実施されています。
- 概ね中学校区を単位とした圏域（30分以内に必要な在宅サービスが提供される圏域）を、日常生活圏域として、高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）*」が設置されています。
- また、概ね小学校区を単位として、自治協議会*や校区社会福祉協議会*（以下、この分野において「校区社協」という。）をはじめとする住民団体が組織されています。各校区には、公民館や老人いこいの家*などが設置され、様々な活動が行われています。
- 校区より小さい単位として自治会・町内会が全市で約2,300あり、8割を超える自治会・町内会では「ふれあいネットワーク」が組織され、見守り活動を行っています。自治会・町内会によっては地域の集会所を設けているところもあります。
- さらに小さな単位に隣組や班といったものがあります。20世帯規模で、概ね、回覧板等が回るような単位です。
- 福岡市では一般的に地域コミュニティという場合には、まず自治協議会や自治会・町内会を示す場合が多く、実際に住民自治活動の中核となっていますが、身近な地域福祉活動は、自治会・町内会や隣組・班などの小さな単位で行われています。
- このように福岡市では、圏域ごとに様々な活動が行われており、住民活動を支援する場合には、圏域レベルを踏まえた上で適切かつ重層的に施策を実施する必要があります。

* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

* 自治協議会：P.276参照

* （市・区・校区）社会福祉協議会：P.277参照

* 老人いこいの家：P.102参照



【図表53】地域福祉における各圏域

市レベルの圏域

市役所、市社会福祉協議会など、全市的な計画や調整、サービスを提供する。

区レベルの圏域

区役所、保健福祉センター、区社会福祉協議会など、行政区に応じたサービスを提供する。

中学校区レベルの圏域

地域包括支援センターが設置されており、やや広域的に専門的な支援を行う。

小学校区レベルの圏域

行政機関では公民館があり、自治協議会や校区社会福祉協議会など地域コミュニティがつくられ、地域持性に応じた活動を公民館等を拠点に展開している。

自治会・町内会レベルの圏域

住民自治の基本となる圏域で、自治会・町内会単位の活動が行われている。

隣組・班レベルの圏域

最も身近な生活圏域で、いわゆる見守り活動やご近所づきあいなど生活に密着した活動を行う。

資料：福岡市

(2) 地域福祉を推進する団体との連携（【図表54】）

○社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき市区町村に設置され、地域福祉の推進を担っています。市社協は、地域福祉ソーシャルワーカー*（CSW）の各区への配置などにより、住民による校区社協活動をコーディネートするなど、地域での福祉活動において重要な役割を担っています。

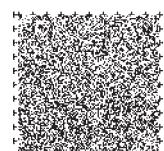
○高齢者の単独世帯や共働きの核家族*など、暮らし方や社会環境の変化に伴い、社会的孤立*など既存の制度だけでは対応が難しい課題を抱える人が増えており、必要な支援を届けるため、地域資源の開発・コーディネートやアウトリーチ*機能の強化を図る取組みなどを進める必要があります。

* 地域福祉ソーシャルワーカー：P.278参照

* 核家族：P.276参照

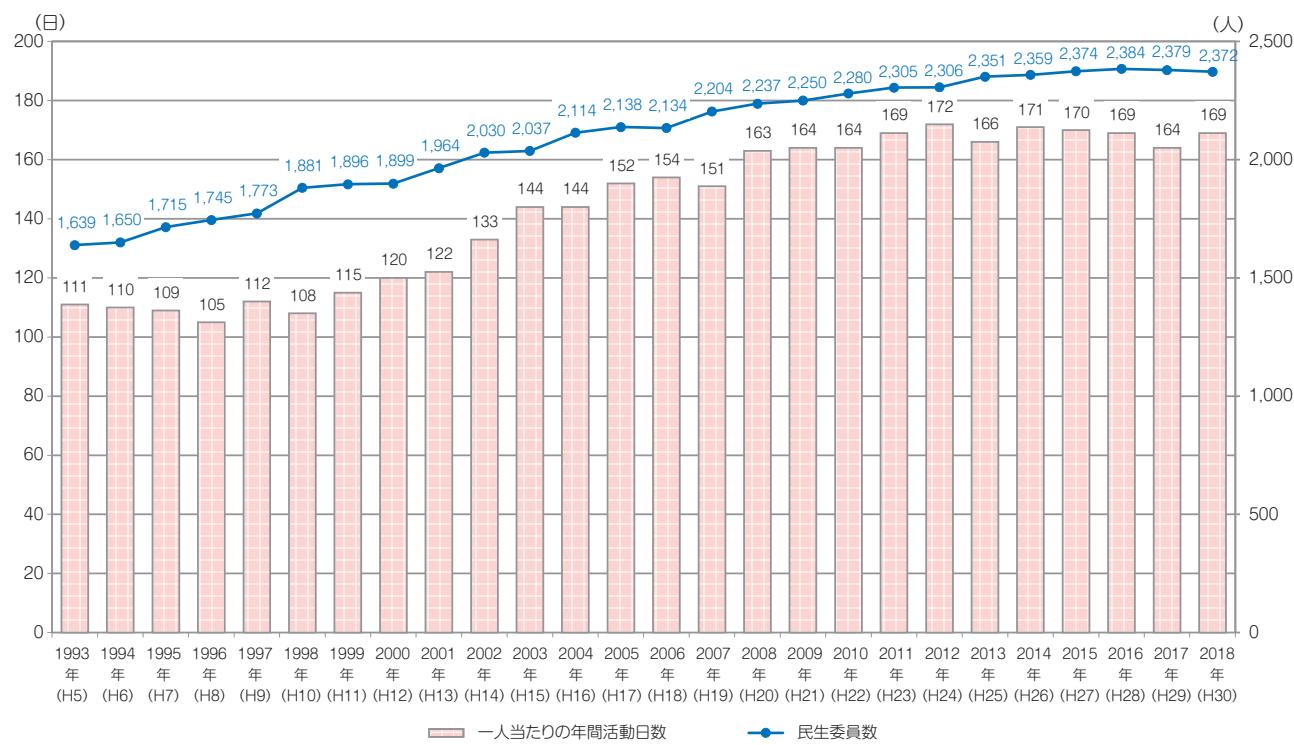
* 社会的孤立：P.277参照

* アウトリーチ：P.275参照



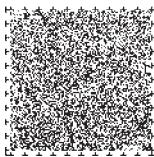
- 民生委員*は、民生委員法に基づく非常勤・特別職の地方公務員として、全市に約2,400人配置され、地域の身近な相談役として、地域住民の様々な相談に応じ、関係機関につなぐなど、福祉の最前線を担っています。
- 支援を必要とする高齢者等が地域で増大していく一方で、近年は、民生委員のなり手不足が全国的な課題となっており、民生委員の負担軽減とともに、その活動を支援する対策が必要です。
- 校区では、自治協議会や校区社協のほか、衛生連合会*や食生活改善推進員協議会*、老人クラブ、子ども会、自主防災組織*等の様々な団体が活動しています。地域福祉活動の推進に向け、これらの活動団体の連携をより強化する必要があります。
- さらに、今後予想される福祉人材*や地域活動の担い手不足に対応していくためには、地域における公益的な取組みが義務づけられている社会福祉法人のほか、ボランティアグループ、NPO、企業等、様々な団体の地域福祉活動への参画を促していく必要があります。

【図表54】民生委員の活動日数の推移



出典：「福祉行政報告例」（厚生労働省）

* 民生委員・児童委員：P.280参照
 * 衛生連合会：P.275参照
 * 食生活改善推進員協議会：P.145参照
 * 自主防災組織：P.276参照
 * 福祉人材：P.279参照



(3) 共生の意識の醸成

- 市民一人ひとりがそれぞれの意欲や能力に応じて、生きがいを持ちながら人生の最期まで安心して暮らすことができるよう、尊厳が保持され、自立した生活が送れることが大切です。
- 社会構造の変化等により地域生活課題が多様化しており、認知症への理解、インクルーシブ教育*、終活*、成年後見、L G B T*、社会的弱者*やマイノリティ（社会的少数者）への権利擁護*、児童の権利に関する条約の理念など、福祉意識を育むテーマも多様となっています。
- また、偏見や差別は社会状況の変化に伴い新たに生じ、誰もが被害者・加害者になり得ることから、必要な、正しい知識や情報を伝えていくことが必要です。
- 福岡市は進学や就職、転勤等による人口移動が大きく、学生や若者等の単独世帯も多いまちです。また、福岡市に住む外国人が年々増加している中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりを進める必要性が増しています。
- このような社会背景の中で、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の基盤をつくるためには、子どもから大人まで学べる福祉教育の場や、各種のセミナー等の様々な機会を通じて、共に生きる心を育み、支え合う共生の意識を醸成することが重要です。

(4) バリアフリー*のまちづくり

- 福岡市では、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡*」の実現を目指像として掲げており、条例等に基づき施設整備を進めることで、整備基準に適合した施設は着実に増えています。また、高齢者や障がいのある人への理解を深め、支え合うことができるよう、バリアフリー教室や出前講座などで「心のバリアフリー*」の周知・啓発を行ってきました。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、既存施設を含むさらなるハード面の対策とともに、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進することなどが求められており、引き続き、施設整備を進めるとともに、「心のバリアフリー」のさらなる周知、啓発を行うことが必要です。

* インクルーシブ教育：P.275参照

* 終活：P.277参照

* L G B T：レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つ。

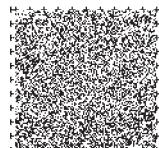
* 社会的弱者：雇用・就学の機会や人種・宗教・国籍・性別の違い、あるいは疾患などによって、所得・身体能力・発言力などが制限され、社会的に不利な立場にある人。

* 権利擁護：P.276参照

* バリアフリー：P.279参照

* ユニバーサル都市・福岡：P.280参照

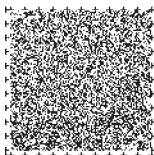
* 心のバリアフリー：P.276参照



施策の方向性

- 地域福祉活動をともに推進するため、社会福祉協議会や民生委員等への支援や連携を進めます。
- あらゆる世代において、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などとの関わり合いや学ぶ機会を設けることにより、以下の観点を重視し、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図ります。
 - 年齢や性別、国籍を超えた関わり、子ども自身が有する権利の理解などを通じて、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む
 - 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での「支え合い」を生み出す
 - 個人が地域コミュニティにおける住民同士の関係性の中で自身の希望や能力に応じた役割を果たすことで、自身の「やりがい」や「生きがい」を育む
 - 住民と専門職の共働*等を通じた地域に開かれた福祉により、社会的な孤立をなくし、地域社会への参加・参画を促す共生の文化を醸成する
- ユニバーサルデザインの理念*に基づき、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進し、施設や設備、サービス、制度、情報などがより利用しやすい環境づくりを進め、高齢者や障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

* 共働：P.276参照
* ユニバーサルデザインの理念：P.280参照



施策1－1 地域福祉活動を推進する団体への支援と連携

- 福岡市の地域福祉を連携して推進していくため、市社協・校区社協*の地域福祉活動の指針である「地域福祉活動計画*」の実施を支援します。
- 市社協は、社会的孤立*などを背景とした地域生活課題に対応するため、地域福祉ソーシャルワーカー*の配置を進めるなど、地域特性に応じた小地域福祉活動の充実に向けた取組みを推進しており、取組みの支援や連携を図ります。
- 住民の身近な相談役・支援者である民生委員*は、行政とのパイプ役として地域福祉の重要な役割を担っており、スキルアップのため、各種研修等を実施し、必要な知識や技能の習得を支援するとともに、民生委員の活動を市民に知ってもらうため、広報の推進を図ります。
- 民生委員のなり手不足が全国的な課題であることを踏まえ、福岡市や社会福祉協議会と共に*して取り組んでいる事業の見直しや支援の拡充など、負担軽減に取り組みます。

【現在の主な事業】

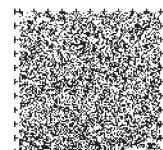
事業名	事業概要
社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金	地域福祉の推進に多大な役割を果たし、市民福祉の向上を目的とした事業を積極的に実施している福岡市社協に対する事業費の補助
福岡市民生委員児童委員協議会補助金	日頃から、社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努め、低所得者の自立更生の支援、高齢者・障がい者・児童・母子等の福祉向上及び公的社会福祉施策への協力等を行っている民生委員・児童委員の活動支援

施策1－2 共生の意識の醸成

- 広く市民の参加を募る福祉大会や、様々な福祉講座等の機会を通じて、あらゆる世代において、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などと関わり合う機会、互いの人格や権利について学ぶ機会を設けることにより、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図ります。
- 地域福祉推進の取組事例の紹介や、地域福祉活動の必要性や重要性について、広報紙をはじめとする各種チラシ・パンフレット等の紙媒体、ホームページ等の電子媒体、イベントや説明会等の対面での情報発信など、多様な手段を使って普及啓発を図ります。また、ふれあいサロン*や地域カフェ*等を活用した情報の発信・共有などを進め、地域福祉活動への参加促進を図ります。

* (市・区・校区)社会福祉協議会:P.277参照
 * 地域福祉活動計画:P.278参照
 * 社会的孤立:P.277参照
 * 地域福祉ソーシャルワーカー:P.278参照

* 民生委員・児童委員:P.280参照
 * 共働:P.276参照
 * ふれあいサロン:P.279参照
 * 地域カフェ:P.278参照



「子どもの権利擁護^{*}の推進」

○児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるように、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。(施策15)

----- ※ 第5次子ども総合計画より抜粋 -----

【現在の主な事業】 ※<社協>とは、福岡市社会福祉協議会^{*}が行う事業

事業名	事業概要
出前福祉講座 <社協>	学校、企業等に出向き、身体障がい者や高齢者の疑似体験等を通じて、福祉やボランティア活動への理解を深め、活動への参加の動機付けを実施
知的障がい者・発達障がい者を理解する疑似体験プログラム <社協>	市社協が作成した「知的障がい・発達障がいについて学ぶガイドブック」等を活用し、福岡市手をつなぐ育成会親の会の有志メンバーからなる「手をつなぐ応援隊」が疑似体験を通して障がい特性を理解するプログラムを実施
市民福祉講演会<社協>	市民を対象に、今日的な福祉課題等をテーマにした講演会の実施
ホームページ・広報紙 <社協>	地域福祉活動への関心を喚起するため、社協が行う福祉活動や新規事業、その他福祉やボランティアに関する情報を広く市民に紹介
福祉のまちづくり推進大会 <市・社協>	福祉功労者の表彰、活動事例紹介、記念講演等を実施し、広く市民が福祉について考える機会を提供
わたしもあなたもボランティア冊子事業 <社協>	障がいのある人や高齢者についての理解を促し、ボランティア活動の意義や重要性について考えるきっかけとすることを目的として、小・中学生を対象に作成した冊子を市社協ホームページに掲載
終活 [*] サポートセンター <社協>	最期まで自分らしく生き、自分の生き方を決定していくため、終活全般の総合相談を行うほか、ふれあいサロンや地域カフェなどの場で出前講座を実施

関連する施策

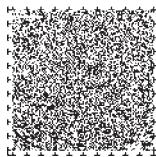
※認知症に関する理解促進については、高齢者分野の施策5－1参照

※障がい理解・差別解消の推進については、障がい者分野の施策2－1参照

* 権利擁護：P.276参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照

* 終活：P.277参照



施策1－3 ユニバーサルデザインの理念*による地域づくり

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に暮らしていくように、「福岡市バリアフリー*基本計画」に基づく公共交通や住宅のバリアフリー化など、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。また、「福岡市バリアフリー基本計画」に基づく重点整備地区においては、生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めています。
- 生活関連経路のバリアフリー化等に加え、誰もが気軽に安心して外出できる環境づくりのため、身近な場所へのベンチ等の設置を進めます。
- 日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設を利用できることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー*」を推進します。
- 視覚障がい者や聴覚・言語障がい者などに対して、障がいの特性に応じ、電話やファックスを利用した災害時の避難情報配信や音声による119番緊急通報システムを整備します。また、テキスト訳や音訳、点訳、外出ガイドなどのボランティア活動を支援します。

【現在の主な事業】

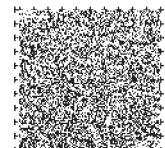
事業名	事業概要
ユニバーサル都市・福岡*の推進	年齢や性別、能力、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現をめざし、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施 ●多様な媒体を活用した情報発信 ●市民や事業者等が参加するイベント等の実施 ●児童向け教材の作成、活用
バリアフリー映画支援ボランティア養成講座 <社協>	共生社会をめざすため、情報障がい者といわれる視覚・聴覚障がい者に、映画を楽しむ機会を提供できるよう、日本語字幕と副音声による音声ガイドを付与したバリアフリー映画を作成するボランティアの養成講座を開催
在宅視覚障がい者サービス事業 <社協>	視覚障がい者のQOLの充実を目的に、点訳（触地図作成を含む）、音訳、外出ガイド、拡大写本活動、テキスト訳活動、パソコン操作指導活動などを支援・活性化
視覚障がい者のための点訳・朗読・ガイドボランティア養成講座 <社協>	点訳、音訳、外出ガイド、テキスト訳活動のボランティア養成講座を実施
知的障がい・発達障がい支援ボランティア養成講座 <社協>	ボランティアグループへ所属するボランティアの養成講座を実施し、市内中学校の特別支援学級や障がい児施設の支援活動や、個人向けの外出支援や健康づくりのための散歩の同行などを実施
ベンチプロジェクト	誰もが気軽に安心して外出できる環境づくりのため、市内全域にベンチ等の設置を推進

* ユニバーサルデザインの理念：P.280参照

* バリアフリー：P.279参照

* 心のバリアフリー：P.276参照

* ユニバーサル都市・福岡：P.280参照



関連する施策

※認知症とともに生きる施策の推進については、高齢者分野の施策5－4参照

※ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくり・情報提供の推進については、障がい者分野の施策2－3参照

コラム

～心のバリアフリーについて～

みんなの「不便さ」は、施設を改善したり、最新式の機械に取り替えることだけでは解決しないこともあります。

みんなが一緒に気持ちよく暮らしていくように、わたしたち一人ひとりが、相手の気持ちになって考え、みんなで助け合うことが「心のバリアフリー」です。

●エレベーターは「みんな」のためのものだけど



エレベーターを待っている人の中には「エレベーターの方が楽」と思っている人がいる一方で、「階段で移動できない」という人や「階段で移動するととても危険で大変」という人もいます。

●あなたにもこんな経験はありませんか？



重い荷物を持っていて、自分から譲ってとは言いづらいけど、電車で席を譲ってもらったり、外出中、急に気分が悪くなり、近くにいた人が「どうかしましたか」と声をかけて、ベンチに座らせてくれた。

●その人の身になって考えてみましょう



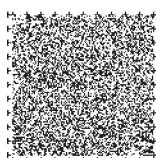
体調が良くないときや、慣れない場所で困ったとき、ちょっとしたひとことが嬉しいことがあります。困った人や手助けを必要としている人を見かけたら、その時の自分の気持ちを思い出してみましょう。

●まずは声をかけてみましょう！



本人にたずねてみないと、その人がどんなことで困っているのかわかりません。「大丈夫ですか？」「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてみましょう。

資料：福岡市



【基本目標2】

身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進

〈現状と課題〉

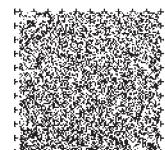
(1) 地域特性

- 福岡市の小学校区は、都心・郊外・農山漁村・離島などの地域的な条件や、戸建て、集合住宅、賃貸など、住まい方の種類が組み合わさって、地域によって特色が異なります。
- 少子高齢化の進展状況も地域によって大きく異なり、高齢化率がすでに50%を超えた地域、10%に満たない地域、人口減少がはじまっている地域など、様々です。
- 福岡市は、古くからアジアの交流拠点として多様な文化を受け入れ発展しており、市内には、約4万人の外国人が暮らしています。
- 地域コミュニティへの支援策も、このような本市の地域特性を踏まえて実施する必要があります。

(2) 地域活動への参加意識

- 個人が地域コミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは、自身の「やりがい」や「生きがい」を育むことにつながっていきます。また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけ支え合う関係性が育まれることは、社会的孤立^{*}の発生・深刻化を防ぐことにも資するものです。
- 地域コミュニティとつながり、参加を図るためにには、公民館をはじめとした様々な場、ボランティアや趣味活動を通じた活動の充実等のほか、ICT（情報通信技術）等を活用した情報発信などにより、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することのできる環境が整備されていることが必要です。
- また、施策の実施においては、地域課題の共有等による校区、地区の主体的なまちづくりへの支援などとともに、健康づくりの啓発や、様々な活動に対する興味関心の喚起など、個人の自発的な意欲を促していくアプローチも大切です。
- 地域の絆づくりは、このような関係性の構築のため、地域分野の計画全般にわたって基盤となるものです。近所同士が必要なときに助け合える関係性をつくっていくためには、地域活動への参加者を増やしていく必要があります。

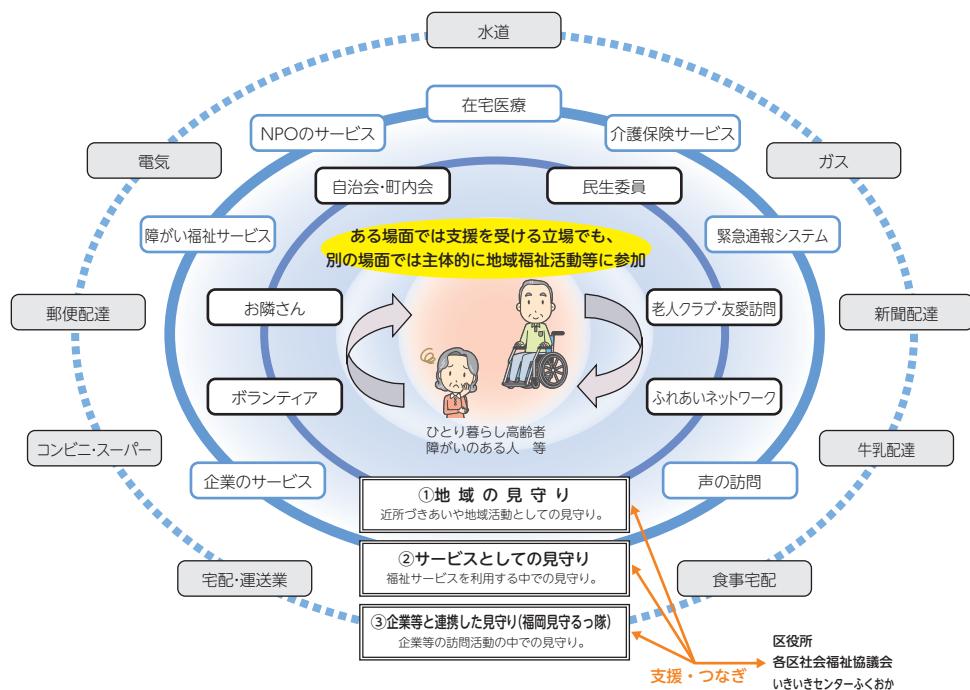
^{*} 社会的孤立：P.277参照



(3) 見守り活動（【図表55】）

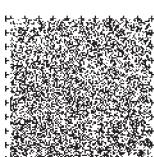
- 福岡市では地域の見守り活動として、校区社協*が中心となり、ふれあいネットワークを展開しています。前期の地域分野計画や「福岡市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画*」ではふれあいネットワークの拡大を成果指標として掲げ、現在8割を超える自治会・町内会でネットワークが組織されています。
- また、ライフライン企業等が参画し日頃の訪問活動を見守りに活かす「福岡見守るっ隊」等を結成し、より重層的な見守り体制を整えています。
- 近年、全国的に大規模な災害が多発する中で、平常時から地域での見守り活動を進めることは、高齢者や障がいのある人などへの支援など、災害時の助け合いにも資する取組みです。
- 見守りなどの地域福祉活動を充実させるためには、支援が必要な人などの情報を共有することが必要となります。様々な地域福祉活動の支援や、施策の企画実施においては、個人情報保護法等を踏まえ、個人情報について、必要な範囲内において有効に活用することが求められます。
- ふれあいネットワークでは、見守り活動の幅を広げ、近隣住民による自然な助け合いとして、ごみ出しや電球交換といった日常生活のちょっとした困りごとを身近な地域で解決する生活支援ボランティア活動も行われています。こうした見守り活動は、孤立死の防止という役割とともに、様々な生活上の問題や地域の課題を発見する「課題把握ネットワーク」としての役割を持っています。今後、高齢者の単独世帯や認知症の人が増え続けることから、さらにきめの細かい見守りのネットワークづくりを進める必要があります。

【図表55】福岡市がめざす重層的な見守り



* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照

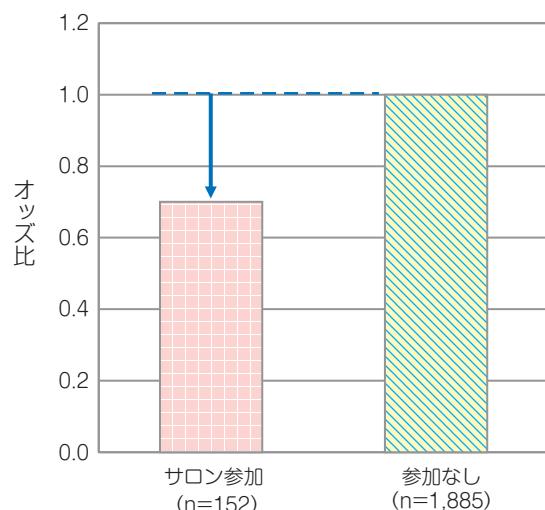
* 地域福祉活動計画：P.278参照



(4) 交流活動・支え合い（【図表56、57】）

- 市民意識調査においては、近所同士の付き合いについて、「会えば挨拶する」「会えば立ち話をする」との回答が、合計で8割近くに達しています。
- 「お互いの家を行き来できる」「いざというときに相談したり助け合える」「普段から相談したり助け合っている」との、より深い近所付き合いを回答した人は、合計で約1割にとどまる一方で、約4割の人が、このような近所付き合いを理想と回答しています。
- 地域には、高齢者などが定期的に集まり、交流を行うふれあいサロン*が現在約380あり、月1回以上定期的に開催されています。地域の何らかのグループ活動への参加を通して、無理のない運動や会話ができる機会があることは、「生きがいづくり」、「健康づくり」、さらには「認知症予防」の観点からも大切であり、このような機能を有するふれあいサロン活動が、住民の身近なところで展開されることが必要です。
- また、今後、大幅に増加することが見込まれる高齢者などが、ある場面では支援を受ける立場であっても、当事者の目線を大切に、別の場面では主体的に地域福祉活動等に参加したり、就業したりするなど、意欲や能力に応じてお互いに支え合い、助け合うことができる共生の観点が重要です。
- 地域福祉活動の場においても、課題を抱えた人が地域の居場所づくりを支援したり、福祉施設の入居者が、地域でちょっとした困りごとを抱えた人を支援するボランティアとして活動したりする事例が見られ、地域共生社会*の実現に向け、このような多様な参加の促進を図ることが重要です。

【図表56】憩いのサロン参加による認知症リスクの低減



*P<0.05 **P<0.01 統計学的に有意であることを示している。

*1年あたり3回以下の参加は「サロン参加なし」とみなした。

* ふれあいサロン：P.279参照

* 地域共生社会：P.278参照

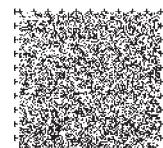
《エビデンス》

年4回以上の「サロン」への参加で、認知症リスクが3割減少

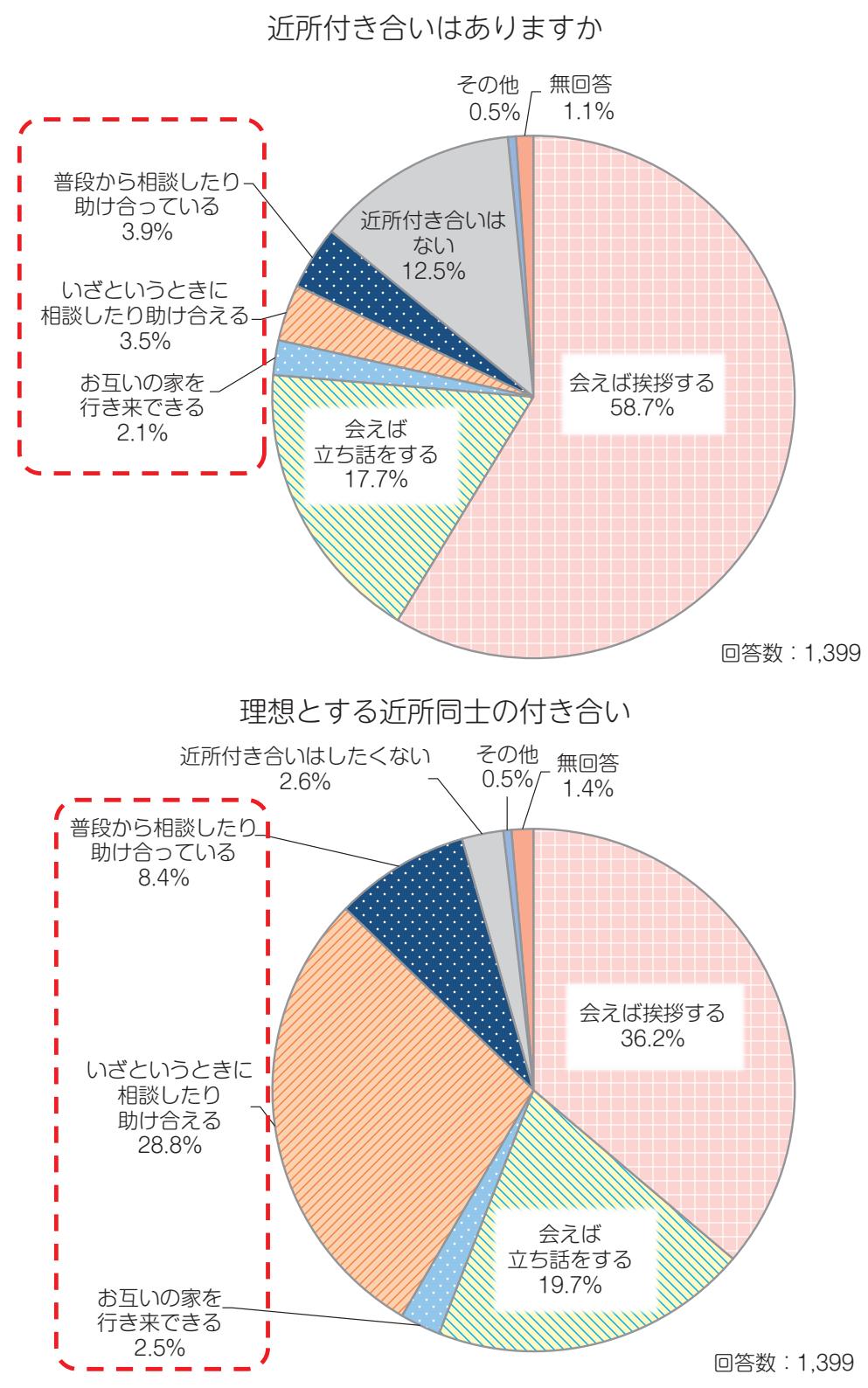
《調査の概要と結果》

年4回以上のサロン参加は、認知症リスクを3割低下させることができた。サロンを設置し、軽い体操やおしゃべり、すごろくなどのゲームに参加してもらうことが認知症の予防に結びつくことが示された。

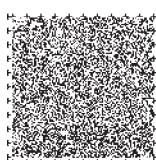
出典：一般社団法人 日本老年学的評価研究機構（JAGES）プレスリリース資料より抜粋
【2017年（平成29年）1月No 095-16-25】



【図表57】近所同士の付き合い（意識調査）



出典：「福岡市の保健福祉に関する意識調査報告書（令和元年度）」（福岡市）



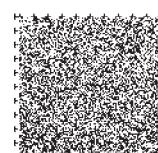
(5) 見守りや支え合いを基盤とする地域福祉活動

- 見守りや支え合いは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域をめざす地域包括ケアの取組みをはじめ、障がいや子どもなど様々な属性の課題解決に向けた取組みの基盤となるものです。
- 地域においては、保健医療福祉の専門職が関わる中で、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりができ、地域住民同士の気にかけ合う関係性が生まれている事例も見られます。また、地域の様々な方が気軽に集う場となっている「地域カフェ*」の広がりとともに、地域住民やボランティア団体等による「子ども食堂」「認知症カフェ*」など、多様な社会的課題の解決に向けた取組みが広がっています。
- さらに、商業地、農業地域など、多様な地域性を抱える福岡市においては、これまで保健福祉以外の政策領域においても、地域とともに様々な取組みを行っており、このような施策の推進は、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点からも重要です。

施策の方向性

- 地域コミュニティにおいて、個人が自身の「やりがい」や「生きがい」を育むことができるよう、絆づくりの推進に向けた取組みを支援します。
- 地域における見守りや支え合い、多様な参加の機会を確保する通いの場の充実など、高齢者や障がい者、子どもなどあらゆる属性の課題解決の基盤となる地域福祉の取組みを推進します。
- 一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点から、コミュニティ支援をはじめ、商店街振興やまちづくりなど、保健福祉以外の政策領域についても、市が持つ多様な社会資源*の活用や、施策の連携促進を図ります。

* 地域カフェ：P.278参照
 * 認知症カフェ：P.278参照
 * 社会資源：P.277参照



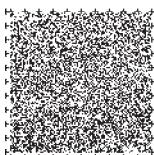
施策2－1 絆づくりの推進

- 身近で、楽しく、魅力ある活動が行われるよう、地域団体による様々な活動の実施を支援します。
- 楽しい活動や参加する人のやりがいや生きがいにつながるような取組みを増やすため、地域の特性を生かした様々な工夫や人材の活用などを行っている他の地域の先進事例の共有化を図ります。
- 自治協議会*や自治会・町内会の活動状況を地域住民に広く周知することにより、自治会・町内会の役割の重要性と加入の必要性への理解を促進します。
- 地域コミュニティの重要性について、マンションオーナーや管理会社・管理組合への理解の促進を図ります。
- 地域住民が気軽に立ち寄れる、地域住民等の運営によるふれあいサロン*や地域カフェ*など、人と人とのつながりを豊かにする様々な集いの場の立ち上げや運営を支援します。
- 外国人との共生を進めるため、転入手続き時に生活ガイダンスを実施するなど、生活ルール・マナーなどの情報提供を行うとともに、外国人住民との交流を支援します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域デビュー応援事業	自治会・町内会が行う、幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加し、交流できるような工夫を凝らした新たな取組みの支援
“共創”自治協議会サミット	自治協議会などでの特色ある活動事例の紹介
共創自治協議会事業	自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域住民の交流の場づくりや地域役員等の担い手づくりなど、住みよいまちづくりに向けた共創*の取組みを推進
多様な居場所づくりの支援 <社協>	ふれあいサロンや地域カフェ、家族介護者のつどい、子ども食堂等、住民の様々な交流の場づくり（立ち上げ、運営）の支援
各種事例集の発行 <社協>	生活支援ボランティアグループ活動や多様な主体との共働による地域活動、企業の社会貢献活動等、先進的な事例の情報を集めた事例集の発行・共有化

* 自治協議会：P.276参照
 * ふれあいサロン：P.279参照
 * 地域カフェ：P.278参照
 * 共創：P.276参照



コラム

～共創の地域づくりについて～

福岡市では、2004年度（平成16年度）から小学校区を基本的な単位とする「自治協議会制度」を開始し、まちづくりにおける共働のパートナーとして、取組みを推進してきました。

これまでに多くの校区で「自治の確立」が進みました。が、2014年（平成26年）7月に「地域のまち・絆づくり検討委員会」を設置し、地域コミュニティによるまちづくりの推進と、それに向けた地域と行政のあり方について検討を行い、2015年（平成27年）10月に提言をいただきました。

いただいた提言を基に、2016年度（平成28年度）からは、企業、NPO、大学など様々な主体と地域の未来を共に創る「共創」の取組みを推進しています。



▲写真：『地域の若手×専門学校×事業者による祭り』

コラム

～外国人との共生について～

福岡市は、在住外国人が年々増加し、これまで、多言語による情報提供、生活ルール・マナーの紹介、日本語習得の促進、外国人住民との交流支援、相談窓口の設置など、様々な支援を行っています。

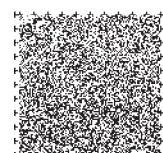
今般、深刻な人手不足に対応するため、在留資格「特定技能」が創設され（2019年〔平成31年〕4月施行）、新たな外国人材の受け入れが開始しており、より一層、外国人にも住みやすいまちづくりが必要となっています。

外国人との共生は、外国人が、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことに加え、受け入れる側の日本人も、共生社会の実現について理解し、協力するよう努めていくことが重要です。

福岡市においては、小学校区単位の取組みとして、地域のイベントなどの情報提供について、難しい言葉を言い替えたり、ルビをふるなどの「やさしい日本語」を活用し、外国人住民との交流を進める取組みなどがはじまっています。



▲写真：『地域における外国人住民との交流』



施策2－2 校区・地区における主体的な福祉のまちづくりへの支援

- 地域住民が自分たちの住む地域の課題を主体的に考え、共有し、解決に向けて取り組んでいくために、校区社協*や自治協議会*等の地域団体による「校区福祉のまちづくりプラン（校区地域福祉活動計画*）」の策定を市社協と連携して支援していきます。
- 地域の健康課題を「見える化」し、校区保健事業懇談会において共有及び方針の協議を行い、主体的に地域住民が健康なまちづくりを推進していくように支援します。
- 地域住民が自分の地域に愛着が持てるよう、地域の魅力や特性を住民が共有し、幅広い多くの住民の参画により、楽しくやりがいをもってまちづくりに取り組めるよう支援します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
校区福祉のまちづくりプラン（校区地域福祉活動計画）の作成支援 <社協>	住民が地域の課題を共有し、めざす地域像や解決策を話し合う場（福祉座談会など）を設け、地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開を支援。その話し合いの過程をプランとして記録に残し、住民等へ広く周知する取組みを支援
校区福祉座談会事業 <社協>	地域住民ワークショップなどの手法を活用しながら地域の実情を知り、課題を把握・共有し、解決策を検討する場として座談会を開催
校区ビジョンの策定支援	ワークショップ等の手法を活用し、校区の将来像や目標等（ビジョン）を策定する自治協議会等への支援
地域ケア会議の開催	小学校区レベルにおける地域ケア会議など、地域課題の発見や地域づくりなどを通して、それぞれの実情にあわせた取組みにつなげるため、地域住民、関係機関・団体、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）*、行政等が、地域の高齢者の課題について意見交換を実施
校区保健福祉事業懇談会	地域との共働*による保健福祉事業を推進するため、校区の各団体代表と校区の保健福祉の課題等について情報を共有するとともに、方針や連携体制について協議を実施

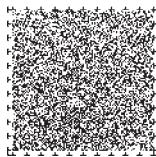
* (市・区・校区)社会福祉協議会：P.277参照

* 自治協議会：P.276参照

* 地域福祉活動計画：P.278参照

* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

* 共働：P.276参照



施策2－3 見守りと支え合い活動の推進

- 高齢者や障がいのある人、子どもや子育て家庭など、地域において支援を要する人々に関する情報交換と日常的な見守り活動ができるよう、地域福祉ソーシャルワーカー*を配置し、ふれあいネットワークの拡充を支援するとともに、支援を要する人々が地域で社会参加できるよう環境を整えます。
- ふれあいネットワークなどによる地域の見守り、介護保険サービスなどの福祉サービスを利用する中での見守りのほか、企業の家庭訪問業務を見守りに活かす「福岡見守るっ隊」の取組みを進め、重層的な見守り体制を構築します。
- 地域や校区で行われている様々な団体の支え合い活動を推進します。
- 定期的な交流や運動プログラム等を通して孤立や認知症、介護予防を図るふれあいサロン*について、さらなる拡充を支援します。
- 元気な高齢者がちょっとした生活支援ボランティア活動に参加したり、身近な場所に集い会話を楽しんだりすることには、介護予防の効果も認められており、社会参加・生活支援・介護予防のつながりに着目した取組みを進めます。
- 高齢者の生活支援・介護予防活動の充実等を図るために、生活支援コーディネーター*の配置を進め、行政、社協、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）*等の関係主体が連携し、地域資源の発掘や担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくりなどのネットワーク構築、さらに住民ニーズとサービス資源のマッチングなど、多様な主体による多様な支援の充実を図ります。

「身近な地域における子育て支援の充実」

- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。（施策3）

【主な事業】

- 地域子育て交流支援事業
- 地域ぐるみの子育てネットワークづくり
- ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- こんにちは赤ちゃん訪問事業 など

----- ※ 第5次子ども総合計画より抜粋 -----

【現在の主な事業】

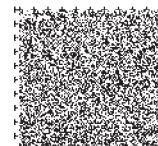
事業名	事業概要
ふれあいネットワーク <社協>	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施

* 地域福祉ソーシャルワーカー：P.278参照

* ふれあいサロン：P.279参照

* 生活支援コーディネーター：P.277参照

* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照



事業名	事業概要
ふれあいサロン <社協>	閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人等の孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくり等を目的に、レクリエーションなどサロン活動を実施
家族介護者支援 <社協>	在宅で家族を介護している人を身近な地域で支える取組みを支援
地域福祉ソーシャルワーカー (CSW) の配置 <社協>	区社協の校区担当職員を全員地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）として配置し、各区社協が蓄積した支援ノウハウや先進事例等を共有し、地域での見守りの仕組みづくりや居場所づくり、助け合い活動を支援
福祉有償運送*	NPO団体等が実施する福祉有償運送について、運送運営協議会を主宰するとともに、相談や実施団体への助言、指導、ボランティア運転手の養成支援などを実施
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置などにより、地域における資源開発やネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを実施、多様な主体による多様な支援の充実を促進
生活支援ボランティアグループ 支援（ご近所お助け隊支援事業） <社協>	日常のちょっとした困りごとを解決するボランティアグループの立ち上げ・運営や、元気高齢者の活躍の場として活動につなぐ支援を実施 グループに対し活動経費の一部を助成
地域との協働による買い物等 支援推進事業	買い物支援推進員を設置し、企業・事業所等の地域資源の掘り起こしを進め、これと地域をマッチングすることで、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物支援の仕組みを構築

施策2－4 見守りと災害時の助け合いの連携

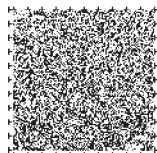
- 日頃から災害時の避難等に支援を要する人々（以下、「要支援者」という。）に関する情報交換や見守り活動の充実を支援します。
- 地域の自主防災組織*などが行う防災訓練への住民の参加を促すとともに、要支援者への情報伝達や避難支援等を含む防災訓練が実施されるよう支援します。
- 災害対策基本法の定めにより、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、特に避難支援等をする者の名簿（以下、「避難行動要支援者名簿*」という。）を作成し、名簿情報（以下、この頁において「情報」という。）を提供することについて、本人の同意を得た者（福岡市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例*に基づき、同意したものと推定する者を含む）の情報を災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に提供します。
- 個別避難計画*作成に関するワークショップの実施や避難行動要支援者名簿の活用に関する手引きを作成・配布するなど、避難行動要支援者名簿制度の周知に努め、避難支援等関係者による災害時の避難支援等を促進します。

* 福祉有償運送：P.279参照

* 自主防災組織：P.276参照

* 避難行動要支援者名簿：P.279参照

* 個別避難計画：災害時の円滑な避難支援等につなげるため事前に作成しておく、避難行動要支援者の支援計画。



- また、名簿情報の提供に際しては、情報の提供を受ける者に対して、情報漏えい防止のための措置を講じます。
- 要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じて、避難所内に福祉避難室*を設けるとともに、避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所*の確保を行います。さらに市社協*が運営する災害ボランティアセンターとの連携により、災害時の支援体制を構築するとともに、避難所や災害ボランティアセンターの運営に関しては、地域住民やボランティア、NPOや大学・企業等、多様な主体との連携・共働*に努めます。
- 避難所の運営においては、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者、外国人等の視点にも配慮し、適切な支援に努めます。
- 指定避難所以外の避難者（車中泊・テント泊・在宅）については、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用や地域の協力などにより、必要な支援を行います。
- 災害情報の取得が難しい聴覚・視覚障がい者や外国人、観光客、ビジネス客に対しても、避難情報の提供や避難場所の周知について配慮します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク <社協>【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
災害ボランティア活動推進事業 <社協>	災害への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・講座・訓練を実施
「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の普及啓発出前講座 <社協>	個人情報の保護と活用についての正しい理解を促し、地域で個人情報の取扱いのルール作りが進むよう、地域福祉活動推進の視点から作成した指針を活用した出前講座を実施
福祉避難所	福祉施設等と福祉避難所に関する協定を締結し、避難所での生活が困難な者を受け入れるための二次避難所として開設

関連する施策

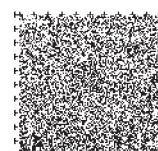
※災害対策の推進については、高齢者分野の施策2－4参照及び障がい者分野の施策1－6参照

* 福祉避難室：P.279参照

* 福祉避難所：P.279参照

* (市・区・校区)社会福祉協議会：P.277参照

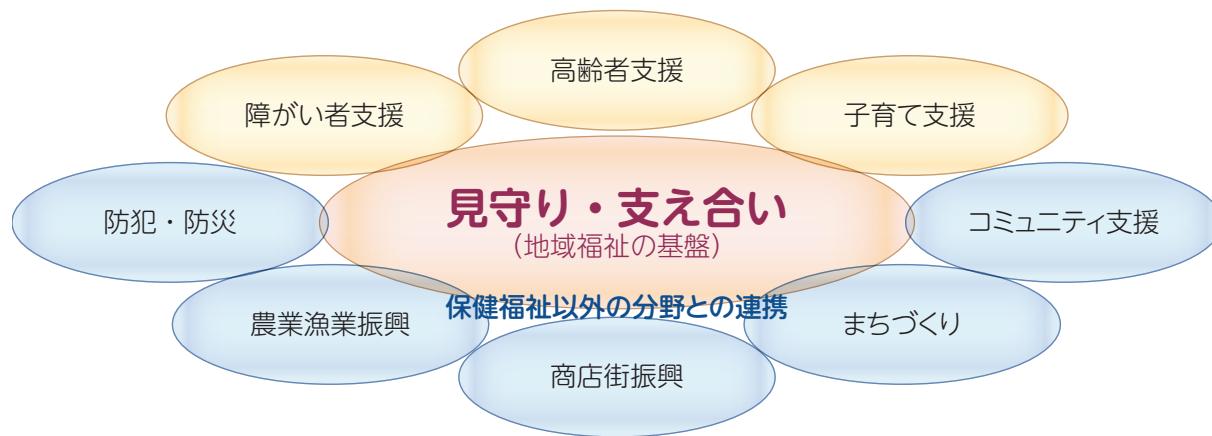
* 共働：P.276参照



施策2－5 地域と連携した様々な分野の課題解決の取組み

- 地域における見守りや支え合いは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域をめざす地域包括ケアの取組みをはじめ、障がいや子どもなど様々な属性の課題解決に向けた取組みの基盤であり、引き続き、関係施策を着実に推進するとともに、施策間の連携促進を図ります。
- 福岡市が商業地、農業地域など、多様な地域性を抱えることを踏まえ、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点から、コミュニティ支援をはじめ、商店街振興やまちづくりなど、保健福祉以外の政策領域についても、市が持つ多様な社会資源*の活用や、施策間の連携促進を図ります。

【図表58】 地域福祉の基盤となる見守りや支え合い



資料：福岡市

○地域包括ケアの推進（高齢者分野 基本目標1）

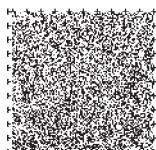
「地域包括ケア」とは、高齢になっても誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みです。

医療や介護等の多職種や地域住民との共働*のもと、個別ケースの支援のあり方の検討や地域の関係機関相互のネットワークの構築等を図るため、「地域ケア会議*」の開催や、医療介護の連携、生活支援・介護予防活動の充実など、地域の実情に応じた様々な取組みを進めています。

* 社会資源：P.277参照

* 共働：P.276参照

* 地域ケア会議：P.111参照



○住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくり（障がい者分野 施策1－1）

障がい者及び障がい児の地域生活支援体制を構築し、福祉の増進を図るため、「障がい者等地域生活支援協議会」において関係機関、関係団体が相互の連携を図り、地域における障がい者・児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を進めるなど、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するための取組みを進めています。

○子どもの健やかな育成に向けた地域や市民との共働、社会全体での支援

（第5次子ども総合計画 基本的視点）

第5次子ども総合計画において、すべての子どもが夢を描けるまちをめざして、すべての子どもの権利の尊重（視点1）、地域や市民との共働（視点4）、社会全体での支援（視点5）など、施策の推進にあたって必要となる5つの基本的視点を掲げ、施策の充実強化に取り組んでいます。

コラム

～商店街振興について～

福岡市には138（平成29年度福岡市商店街実態調査）の商店街があります。

商店街は、買い物をする場所であるのみならず、買い物に来た地域住民の憩いの場であるほか、地域のイベントや防犯・防災等の地域コミュニティ活動の一翼を担うなど、地域に住む人々とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤として、多様なコミュニティ機能を担ってきました。

近年では、高齢化が進展する中、買い物困難者（買い物弱者）の問題が大変重要な課題となり、地域の商店街が、地元自治協議会*や社会福祉協議会*、校区内の企業と一緒に、その解決に取り組む例も見られます。

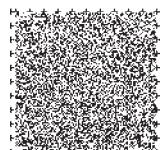
福岡市では、商店街が取り組む少子化・高齢化等の地域課題の解決に向けた事業に対し、一部費用を助成するなどして支援を行っています。



▲写真：「商店街と地域が取り組む買い物支援」

* 自治協議会：P.276参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照



【基本目標3】

人づくりと拠点づくり

〈現状と課題〉

(1) 地域における福祉教育の推進

○より多くの人々が地域の支え合い・助け合い活動に参加するためには、自分たちが住む地域について考え、主体を形成するための福祉教育が基盤となります。福祉教育においては、子どもの豊かな成長の促進から地域福祉の推進まで、幅広い分野がテーマとなります。このため、子どもから大人まで学べる福祉教育の場が必要であり、学校や企業、地域での集まり、各種セミナー等において、福祉に関する様々な学習の機会や情報、福祉体験、交流の場を提供していく必要があります。

(2) 地域福祉活動の拠点

○同世代や同じ属性の住民が交流することを目的とした場や居場所は、共通の問題を抱える人同士が共感し合い、仲間となり、思いを分かち合うことができ、他者や社会とつながるきっかけともなることから、引き続き、多様に存在していくことが必要です。

○さらに、住民の創意や自主性を受け止めることで、地域住民同士の関係性が多様に広がっていくことを促していくため、年齢や性別等の属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の必要性も高まっています。

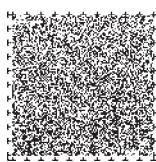
○福岡市の地域福祉活動の拠点として、校区レベルでは、公民館がその役割を担っており、引き続き、地域コミュニティ支援の中心的な役割が求められています。

○公民館のほかにも、ボランティア活動者をはじめとした市民の福祉の全市レベルの拠点施設として「市民福祉プラザ」が、区レベルで市民活動に用いることが可能な施設として市民センター、老人福祉センター*があり、校区レベルでは老人いこいの家*があります。

○地域福祉活動を推進するためには、活動拠点や交流の場を望む声が多く、身近な場所での拠点づくりを進める必要があります。

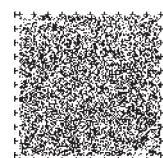
* 老人福祉センター：P.102参照

* 老人いこいの家：P.102参照



施策の方向性

- 身近な地域における地域福祉活動や、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人など支援が必要な人との関わり合い、研修等の機会を通じて、地域ぐるみで福祉を学び合う取組みを進めます。
- 他者や社会とつながるきっかけとなる場づくりを促進するため、公民館や老人福祉センター等の活用のほか、空家の福祉的な活用を支援するなど、地域福祉の拠点づくりを進めます。



施策3－1 地域で活躍できる人づくり・福祉教育

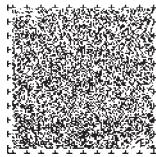
- 社協*等と連携し、地域で活動している人たちを対象とした講座の開催や、地域福祉活動へのアドバイスなどを行い、人材の育成を支援します。また、地域における研修等の機会を通して、自分たちの住む地域の課題を地域ぐるみで考える機会の提供や、地域住民をまとめ、牽引し、地域の福祉課題を解決する具体的な行動や実践に結びつけられるリーダーの育成を図ります。さらに、地域福祉活動に参加していない住民への広報・啓発など、人材の掘り起こしを意識した事業の実施を支援します。
- 高齢者や障がいのある人と交流する機会を提供するなど、様々な場面を通じて、高齢者や障がいのある人への理解を促進する取組みを進めます。
- 高齢となっても自らの知識や能力を生かして地域福祉活動やボランティア活動に参加、活躍できるようにシニア向けのボランティア講座などを開催します。また、学生など若い世代が地域福祉活動に参加できるように、大学や社協等と連携し、学生ボランティアと地域を結びつける支援を行います。
- 地域活動に取り組む人材を育成する研修会を開催するなど、支え手のスキルアップの支援を行います。また、女性リーダーを育成するための講座を開催するなど、地域の諸団体における女性の活躍を促進するための支援を行います。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
出前福祉講座 <社協>【再掲】	学校、企業等に出向き、身体障がい者や高齢者の疑似体験等を通じて、福祉やボランティア活動への理解を深め、活動への参加の動機付けを実施
校区福祉座談会事業 <社協>【再掲】	地域住民ワークショップなどの手法を活用しながら地域の実情を知り、課題を把握・共有し、解決策を検討する場として座談会を開催
校区福祉のまちづくりプラン（校区地域福祉活動計画*）の作成支援 <社協>【再掲】	住民が地域の課題を共有し、めざす地域像や解決策を話し合う場（福祉座談会など）を設け、地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開を支援。その話し合いの過程をプランとして記録に残し、住民等へ広く周知する取組みを支援
シニア地域サポート一養成事業 <社協>	シニア世代を中心とした地域福祉活動のボランティア養成講座を実施
公民館主催事業	地域活動ボランティア関連など、地域の実態に即した講座や、社会の動向に対応した講座等を実施
「まなびアイふくおか」による情報提供	地域における市民の主体的な学習活動を支援するため、福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」（ホームページ）で講座・イベント情報や講師・指導者情報、公民館情報などの生涯学習に関する様々な情報を発信
ふくおか共創プロジェクト	様々な主体を個別につなぐ専門スタッフ「共創コネクター」の配置や、興味ややりたいことを形にして活動につなげる「地域デザインの学校」の取組みなど、地域の活性化や課題解決に向けた新たな取組みを支援 地域とともに地域活動に取り組んでいる企業等の事例発表や、地域と企業等のマッチングを行うセミナー等の開催

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照

* 地域福祉活動計画：P.278参照



関連する施策

- ※支え合う環境づくりと福祉・介護人材^{*}の確保については、高齢者分野の施策2－3参照
- ※認知症に関する理解促進については、高齢者分野の施策5－1参照

施策3－2 地域活動の促進に向けた環境整備

- 老人福祉センター^{*}について、高齢者の社会参加活動の拠点として講座や相談など様々な事業を実施するとともに、健康づくりや就業支援による生きがいづくりの機能強化を図ります。また、老人福祉センター及び老人いこいの家^{*}で行われる様々な活動を支援します。
- 公民館について、地域コミュニティ活動を支援するため、地域団体等と連携し、人材育成・発掘のための取組みを実施するとともに、公民館だより等を活用し、地域の活動などの情報発信を支援していきます。
- 地域の空家を居場所などの福祉目的に活用するため、市社協^{*}が実施する、空家を貸したい人と借りたい人のマッチングなどの取組みを支援します。

「身近な地域における子育て支援の充実」

- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。(施策3)

【主な事業】

- 子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）

「子どもの居場所や体験機会の充実」

- 放課後や長期休暇などに子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援します。(施策6)

-----※ 第5次子ども総合計画より抜粋 -----

【現在の主な事業】

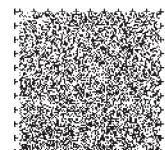
事業名	事業概要
福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）	市民の福祉への理解や福祉活動への参加を支援し、相互に助け合い、支え合う豊かな福祉社会を実現することを目的として、市民福祉の総合相談・支援センターを設置・運営
企業や福祉施設との連携 <社協>	企業や福祉施設が保有するスペース、資機材、人材、スキルの活用等に向けたコーディネートの実施

* 介護人材：P.276参照

* 老人福祉センター：P.102参照

* 老人いこいの家：P.102参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照



事業名	事業概要
老人福祉センター	高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション、就業の支援による生きがいづくり及び各種相談等に関する事業を実施するため老人福祉センターを設置・運営
老人いこいの家	高齢者に対して教養の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、高齢者福祉の増進を図るため、老人いこいの家を設置・運営
多様な居場所づくりの支援 <社協>【再掲】	ふれあいサロン*や地域カフェ*、家族介護者のつどい、子ども食堂等、住民の様々な交流の場づくり（立ち上げ、運営）の支援
社会貢献型空家バンク事業 <社協>	空家を子ども食堂や地域サロン、高齢・障がい福祉事業所等の活動拠点とするため、法務・税務・建築等の各種専門家と共に*して総合相談窓口を設置・運営し、空家の福祉活用を推進
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成
地域の子どもプロジェクト <社協>	子ども食堂などの子どもの居場所の立ち上げ支援や、福祉施設、大学など多様な社会資源*との連携・共働により、地域の居場所での学習支援や生活の知恵、文化、生活習慣の伝承等を実施

コラム

～魅力ある地域の公園づくりについて～

みんなの身近にある公園も、あらゆる世代の方々が様々な活動を行うことができる貴重な場所であり、健康づくりや多世代交流、地域活動の場としても大きな役割を果たすポテンシャルを持っています。

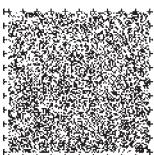
福岡市では、公園活用の自由度を高めるため、公園利用者や地域の方々で話し合って、みなさん自身で公園の利用ルールを作り、地域で公園を管理運営することで、これまでの公園では実施の難しかったバーベキューやフリーマーケットなどの様々なイベントができるようにする「コミュニティパーク事業」を展開するなど、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することをめざしています。



▲写真：《地域の春祭り（田隈中公園）》

* ふれあいサロン：P.279参照
* 地域カフェ：P.278参照

* 共働：P.276参照
* 社会資源：P.277参照



【基本目標4】

多様な主体との連携・共働^{*}による地域づくり

〈現状と課題〉

(1) 地域福祉活動の推進と多様な主体

- 地域の支え合い活動は、校区や自治会・町内会等の身近な場で行われていますが、より広い範囲での活動や、より組織的な仕組みの中での活動を望む市民も増えています。また、地域の事業所・施設・病院・企業等も地域社会の一員です。
- 様々な形態で活動する市民が増えることは、地域共生社会^{*}の実現をめざし、複雑化・複合化する地域課題・生活課題の解決に向けた取組みを進めるにあたっても有用であり、このような多様な主体と連携して地域の絆づくり・支え合いを支援することが必要です。
- 超高齢社会を迎え、介護等のニーズが増大する中で、在宅生活を送る高齢者を支えるには、住民による支え合い活動や専門職の確保にも限界があり、また、在宅生活の維持に必要なサービスをすべて介護保険制度等の公的施策で賄うことも難しくなります。多様で効率的かつ良好な民間福祉サービスなど、民間のビジネスの力を今後さらに活用することが必要です。

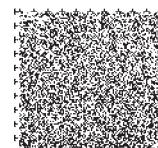
(2) 社会福祉法人、NPO、企業等との連携

- 2016年（平成28年）の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、各法人が創意工夫をこらした多様な地域における公益的な取組みを推進するなど、社会福祉法人の地域社会への貢献が求められています。
- また、2020年（令和2年）6月の社会福祉法改正において、社会福祉法人が、経営基盤の強化を図るとともに、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応することができるよう、新たな連携方策として、社会福祉連携推進法人^{*}制度が創設されています。
- 近年、大学等が地域に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に参画し、地域の活性化や人材育成に資する取組みが拡大しています。こうした取組みは、大学等や地域にとって双方にメリットがあり、さらなる充実が望まれています。

^{*} 共働：P.276参照

^{*} 地域共生社会：P.278参照

^{*} 社会福祉連携推進法人：P.277参照



- 現在、地域において、コミュニティの成長と豊かな社会づくりをめざし、SDGs*（国連サミットで採択された持続可能な開発目標）を実施指針とするなど、CSR*（社会貢献活動）を積極的に推進する企業も増えています。
- 市民が自ら社会の課題解決に参加する姿として、個人個人が様々なボランティア活動に参加したり、ボランティアグループを結成して活動したりする形があります。また、より事業性を高めた活動をめざして、NPOという形が選択されることも多くなっています。
- NPO活動やボランティア活動全般については、NPO・ボランティア交流センター（あすみん）を拠点とし、また、社協*が運営するボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動を中心に、その支援を行っています。
- 福岡市では市社協がボランティアセンターを設置し、ボランティアの育成やコーディネートを行っていますが、複雑化・複合化する課題への対応力の向上を図るため、コーディネートの幅を企業にも広げるなど、ボランティアセンターの機能強化が求められます。
- NPOには介護などの福祉事業を主としている団体もあり、社協ボランティアセンターとNPO・ボランティア交流センター（あすみん）は、より連携を深め、ボランティアやNPOなど広範な市民活動のさらなる拡充を図る必要があります。
- 地域社会を構成する多様な主体が、様々な取組みを主体的に実践していくとともに、相互に連携を図り、共働していくことが大切です。

(3) ICT（情報通信技術）等の利活用

- 近年ICTの進歩は目覚ましいものがあります。地域福祉活動の支え手の負担を軽減していくためには、こうした最新の技術の利活用を積極的に進めていく必要があります。
- ICTの利活用にあたっては、近年のICT機器の普及等を踏まえ、積極的な情報発信に活用するとともに、ICTに馴染みのない方も多いことを踏まえ、利用率が他の世代に比べて低い高齢者のICTを使いこなす能力の向上を図るなど、ICTの活用が難しい方のアクセシビリティに配慮したアプローチが重要となります。
- 専門領域においては、保健・福祉・医療に関する情報や、各種の社会資源*情報を一元的に集約・管理することで、エビデンス（科学的根拠）や蓄積されたデータの分析に基づく、より効果的な施策の企画・実施・評価ができる環境づくりとともに、地域包括ケアシステム*に必要な多職種連携や、住民に対する切れ目のないサービス提供を図っています。

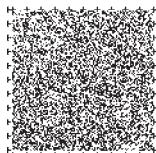
* SDGs : P.275参照

* CSR : P.275参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会 : P.277参照

* 社会資源 : P.277参照

* 地域包括ケアシステム : P.278参照

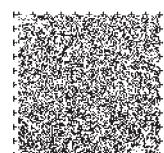


○少子高齢化の進展や厳しい財政状況に直面する中で、市民にとって必要度の高い事業を実施するためには、限りある資源を最大限に活用し、健康寿命*の延伸など具体的な成果を得られる施策を展開する必要があり、そのためには、より信頼性の高いエビデンスを、できる限り収集・活用して施策を行っていくことが効果的です。

施策の方向性

- 社会福祉法人・民間企業・大学や福祉人材*などの専門職や、NPO等の専門知識や専門技術など、あらゆる社会資源を活用した支援の仕組みづくりを進めます。
- 福祉人材不足等の様々な課題の解決や、より効率的・効果的な施策展開を図るため、ICT、AI（人工知能）やIOT*、ロボットなどの最新技術や、エビデンスの活用に向けた取組みを進めます。

* 健康寿命：P.276参照
* 福祉人材：P.279参照
* IOT：P.275参照



施策4－1 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携

- 近年では福祉課題に取り組む各種ボランティアグループやNPO等のほか、SDGs*を実施指針とするなどCSR*（社会貢献活動）の一環として地域活動に取り組む企業が増えており、様々な主体が地域福祉の推進の一翼を担っていけるよう支援します。
- 企業等の地域への参加による地域活動の活性化や、ビジネスの力による地域課題の解決を図るため、セミナー等の開催や、企業等と地域とのマッチングなどの支援を実施します。
- 地域における公益的な取組みが責務とされている社会福祉法人による地域福祉、社会福祉の向上に向けた活動を、社協*と連携して支援します。
- ボランティア・NPO活動の拡充に向け、社協ボランティアセンターの活性化を図ります。
- ボランティアセンターとNPO・ボランティア交流センター（あすみん）が連携を図ることにより、テーマ型の活動団体であるNPOをエリア型の活動団体である校区社協や自治協議会*につなぎ、地域の課題解決を進めます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
社会福祉法人による地域における公益的な取組みに向けた共働* <社協>	市社協施設部会、各種別協議会、既存の事業所ネットワーク等の場を活用、社会福祉法人による地域における公益的な取組みについて提案や支援を実施
企業ボランティア育成事業 <社協>	勤労者がボランティアや社会貢献活動に参画できるよう、ボランティア体験プログラムを提供
ボランティアセンター [*] <社協>	ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋、ボランティアの育成、ボランティア活動に関する広報・情報提供等を目的とし、ボランティアセンターを設置
ボランティアコーディネーション事業 <社協>	市民の技能や知識・経験を活用し、人材発掘やボランティアへの紹介調整を行い、地域課題の解決等の支援を実施
NPO・ボランティア交流センター（あすみん）	NPOやボランティアなどによる市民公益活動に関する情報・交流の場を提供するため設置
ふくおか共創プロジェクト 【再掲】	様々な主体を個別につなぐ専門スタッフ「共創コネクター」の配置や、興味ややりたいことを形にして活動につなげる「地域デザインの学校」の取組みなど、地域の活性化や課題解決に向けた新たな取組みを支援 地域とともに地域活動に取り組んでいる企業等の事例発表や、地域と企業等のマッチングを行うセミナー等の開催

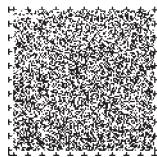
* SDGs : P.275参照

* CSR : P.275参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会 : P.277参照

* 自治協議会 : P.276参照

* 共働 : P.276参照



事業名	事業概要
地域との協働による買い物等支援推進事業【再掲】	買い物支援推進員を設置し、企業・事業所等の地域資源の掘り起しが進め、これと地域をマッチングすることで、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物支援の仕組みを構築
福岡100PARTNERS(パートナーズ)	福岡100がめざす誰もが健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会の実現に向けた取組みを実践・応援する企業や大学を「福岡100 PARTNERS」として登録し、産学官民一体となった福岡100の機運醸成を推進
災害ボランティア活動推進事業<社協>【再掲】	災害への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・講座・訓練を実施
企業と連携したファンドレイジングの取組み<社協>	寄付付き商品事業（コースマーケティング）の推進等により、企業のSDGsやCSR活動と社会課題の解決のコーディネートを実施

施策4－2 ICT（情報通信技術）等の先進技術の利活用

- 高齢者の見守りや介護サービス、地域での支え合い・助け合い活動等にICTを取り入れるなど、新たな手法の導入により、効果的・効率的な事業へ向け見直しを図り、活動者の負担軽減を図ります。
- 医療や介護における人材不足や、重症化予防などの様々な課題解決を図るため、ICT、IoT*やAI（人工知能）などの先進技術の活用に向けた取組みを進めます。
- 医療や介護などの行政において蓄積されているデータの分析や、エビデンス（科学的根拠）の収集・活用を通して、より効率的・効果的な施策の立案と推進を図ります。

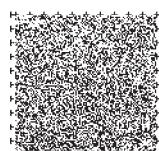
【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域包括ケア情報プラットフォーム構築事業	高齢者やその家族に多様なサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの実現に向け、保健・医療・介護等に関するビッグデータを一元的に集約・管理する情報通信基盤を構築し、ICTの活用により、地域ニーズの見える化や医療・介護における多主体間の連携などを実現するシステム
認知症の人の見守りネットワーク事業	行方不明になった認知症の人の早期発見・保護や、介護者の負担軽減につながるよう、認知症の人の登録制度や、捜してメールの配信等を実施

関連する施策

* ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用については、高齢者分野の施策1－3参照

* IoT : P.275参照



コラム

～地域福祉活動におけるＩＣＴの活用等について～

近年、スマートフォンをはじめとするＩＣＴ機器の機能向上などを背景に、ちょっととした連絡や情報共有のためにアプリを活用するなど、ＩＣＴ活用のすそ野が広がっています。

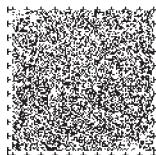
地域によっては、ＩＣＴ機器に慣れない高齢者などを対象に、独自に地域講座などを開催する取組みも実施されています。

福岡市社会福祉協議会*は、地域の実情に応じて、支援者の負担軽減や、活動の幅を広げるとともに、感染症対策をきっかけとして「はなれても、つながる」ことができるよう、ふれあいサロン*、ふれあいネットワークなどの小地域福祉活動にＩＣＴの活用などの工夫を取り入れるための支援手法の構築に取り組むなど、持続的で幅のある地域福祉活動の充実をめざしています。



▲写真：『地域主体でＩＣＴについて学ぶ取組み』

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照
* ふれあいサロン：P.279参照



【基本目標5】

包括的な相談支援ネットワークの充実

〈現状と課題〉

(1) 地域と連携したネットワークづくり・参加支援

- 必要とする人に支援を届けるため、相談支援に関わる多職種や多機関の連携とともに、地域住民や自治会・町内会等の地域住民組織、民生委員^{*}をはじめ、地域の多様な関係者との連携体制を構築していくことが必要です。
- 地域と連携したネットワークづくりについては、地域包括ケアの実現に向けた取組みを中心として、地域の見守りや多職種、多機関との連携のほか、社会福祉法人やNPOといった専門性を持つ機関等との連携など、地域の実情に応じた多様なネットワーク構築に向けた取組みを進めています。
- 複合化・複雑化した課題の背景には、社会的孤立^{*}など関係性の貧困があり、自己肯定感や自己有用感を回復して「やりがい」や「生きがい」を引き出すためには、本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点を確保することが重要です。

(2) 様々な課題による権利擁護^{*}の必要性

- 市民が自分らしい生活を自分の意思で決定することを可能とする尊厳のある暮らしは、誰もが望む重要なことですが、現実には、高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待、配偶者による暴力など、市民生活の様々な場面で、人権が侵害される状況が生じており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。
- 高齢化の進展に伴い大きく増加することが見込まれる認知症の人のか、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、日常生活の基本であるお金・財産の管理、医療・介護・福祉などの社会サービスを本人の意思に基づき適切に利用（契約）できる環境を整えていくことが強く求められています。

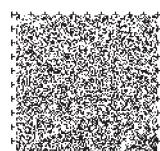
(3) 生活困窮者などへの支援

- 社会・経済の構造的な変化に対応し、生活困窮者への支援を強化するため、2015年（平成27年）4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。制度の背景として、雇用状況の変化や少子高齢化の進行、単独世帯やひとり親家庭の増加といった世帯構造も大きく変化していることが挙げられます。

^{*} 民生委員・児童委員：P.280参照

^{*} 社会的孤立：P.277参照

^{*} 権利擁護：P.276参照



- 生活困窮者自立支援制度では、相談者の抱える課題を支援員が一緒に整理し、解決に向けたプランを作成して、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- 失業や高齢、障がい、病気など様々な事情で現に生活に困窮している人や、そのおそれのある人が自立した生活を送るためには、早期に支援につなげ、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

(4) 多様な課題への対応に向けた多機関協働の必要性

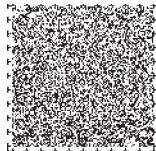
- 「複雑化・複合化」した地域生活課題や「社会的孤立」など、医療保険・年金・介護保険・雇用保険など、個々のリスクに対処する制度体系や、対象者別の既存の支援制度だけでは対応が困難な課題などが浮き彫りになっています。
- 複合的な課題を有している事例については、個別性が高いことに加え、その背景にひきこもり^{*}等の本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題、教育問題など福祉領域以外の課題などが関係する場合も多く、本人や世帯の個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要となってきます。
- 少子高齢化の進展に伴い、低額所得者や高齢者、子どもを養育するものなど、住宅の確保に特に配慮を要する人の、多様化や増加が見込まれます。
- このような複合的な課題に対応するためには、相談を受け止める機能の充実とともに、特定の相談機関や窓口がすべてを丸抱えするのではなく、支援関係者全体が連携し対応するため、多機関協働を進め、連携の機能を強化することが求められます。

施策の方向性

- 地域と連携して支援を届け、課題を抱えた人の参加機会を確保するため、地域特性に応じた多様な支援ネットワークの充実を図ります。
- 関係機関や地域住民と連携しながら、高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待、配偶者による暴力などの未然防止や早期発見、成年後見制度^{*}の利用促進など、権利擁護の取組みの充実を図ります。
- 様々な課題や事情で生活に困窮した人などについて、早期に支援につなげ、包括的に寄り添いながら支援する取組みを進めます。
- 高齢者や障がい者など様々な分野の相談機関や、医療、介護をはじめとした多職種の連携を推進します。
- これらの施策を通じて、包括的な支援体制の構築に向けた取組みを進めます。

* ひきこもり：P.279参照

* 成年後見制度：P.277参照



施策5－1 地域との連携による課題把握の仕組みづくり

- 社会的孤立*など様々な課題を抱える人が、自己肯定感や自己有用感を回復して「やりがい」や「生きがい」を引き出すため、他者や地域、社会と関わる機会の創出を図ります。
- 高齢者や障がい者などの相談支援に関わる多職種や多機関の連携とともに、地域住民や自治会・町内会等の地域住民組織、民生委員*をはじめ、社会福祉法人、福祉事業所など、地域の多様な関係者による気づきや支援のネットワークの充実を図ります。
- ネットワークの充実にあたっては、行政の取組みだけではなく、地域ごとの社会資源*の状況や社会福祉連携推進法人*制度など近年の制度改正等を踏まえ、社会福祉法人やNPOといった主体ごとの特性や専門性を活かした取組みを支援します。
- 社会的なつながりが弱い孤立者などの個別支援にも資するよう、社協*等とも連携し、多様な地域のネットワークと連携した取組みを支援します。

「子ども家庭支援体制の充実」

- 子ども家庭総合支援拠点において、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）、民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー*、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの各機関や、居場所づくり等の地域活動に関わる住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添い、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。（施策10）

※ 第5次子ども総合計画より抜粋

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク <社協>【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
地域福祉ソーシャルワーカー (CSW) の配置 <社協>【再掲】	区社協の校区担当職員を全員地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)として配置し、各区社協が蓄積した支援ノウハウや先進事例等を共有し、地域での見守りの仕組みづくりや居場所づくり、助け合い活動を支援
地域ケア会議	専門職や地域関係者などによる検討を通じ、それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見・解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域課題を発見し、必要な社会資源づくり、政策の検討につなげるための地域ケア会議を市、区、概ね中学校区、小学校区、個別レベルに設置
ふくおかライフレスキュー事業への参画 <社協>	社会福祉法により社会福祉法人の責務とされた「地域における公益的な取組み」として、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に市社協が参画し、社会的に孤立し、必要であるにもかかわらず制度やサービス等につながっていない方などに対し、地域の社会福祉法人と協働して専門性や資源を生かした緊急的支援、制度の狭間にある生活課題の解決を図る支援を実施

* 社会的孤立：P.277参照

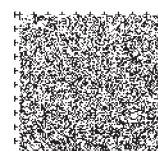
* 民生委員・児童委員：P.280参照

* 社会資源：P.277参照

* 社会福祉連携推進法人：P.277参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照

* 地域福祉ソーシャルワーカー：P.278参照



関連する施策

- ※地域ケア会議の推進については、高齢者分野の施策1－2参照
- ※認知症の人や家族への支援の充実については、高齢者分野の施策5－3参照
- ※住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくりについては、障がい者分野の施策1－1参照

施策5－2 権利擁護*の体制充実とサービスの利用支援**【権利擁護の取組み】**

- 高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待、配偶者による暴力などについて、未然防止に向けた啓発、見守りによる早期発見、通報先の周知を行い、関係機関と連携し対応していきます。
- 判断能力が十分でない人を対象に、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業の普及・啓発とともに、事業の充実を図ります。

「児童虐待防止対策と在宅支援の強化」

- 区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進します。(施策11)

※ 第5次子ども総合計画より抜粋

【成年後見制度*の利用促進】

- 成年後見制度利用促進のための広報を行うとともに、家庭裁判所、権利擁護の相談窓口である県弁護士会、司法書士会や社会福祉士会などと、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）*、区障がい者基幹相談支援センター*、区保健福祉センター、市社協*との情報共有や連携強化に引き続き努めています。
- 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進（支援内容や後見人等候補者の検討等）」「後見人支援」などの機能を担い、成年後見制度の利用促進に向けた中核的な役割を果たす機関を設置し、その機能を段階的に整備していきます。
- 本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、権利擁護の必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人と関わり支援できるよう、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- 地域連携ネットワークの機能・役割が適切に發揮されるよう、専門職団体、医療・金融等の関係機関や団体、家庭裁判所、行政等の関係者が集まり、協議できる場づくりに取り組みます。

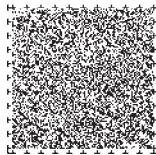
* 権利擁護：P.276参照

* 成年後見制度：P.277参照

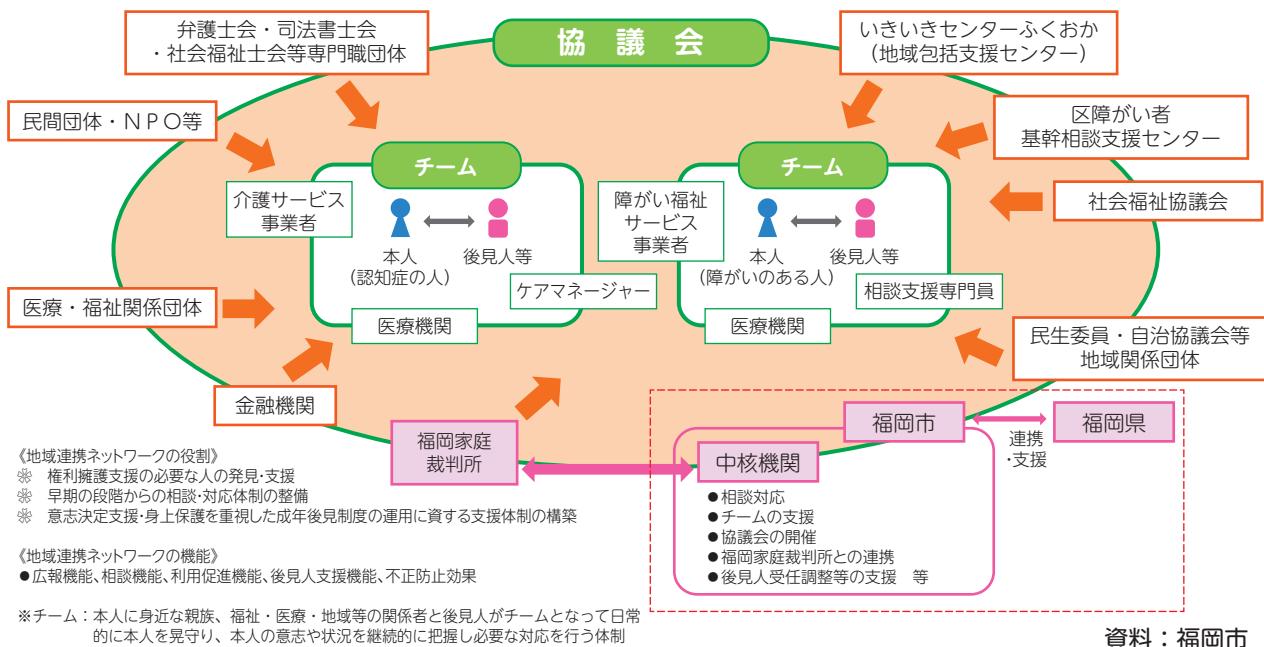
* 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）：P.278参照

* 区障がい者基幹相談支援センター：P.117参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照



【図表59】成年後見制度に係る地域連携ネットワーク



【現在の主な事業】

事業名	事業概要
市民後見人*養成事業	成年後見制度の新たな担い手である“市民後見人”を養成。養成研修を修了した人は、社協*が行う法人後見事業の実務担当者や地域福祉活動の核となる人材として活動。また、家庭裁判所から選任された市民後見人が活動するための仕組みを検討
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親族がいない高齢者等について、市長による成年後見制度利用のための申立てを行い、後見人などによる支援を確保。市長申立て*において費用負担が困難な場合の申立費用や後見人報酬を助成
成年後見制度利用促進体制整備	権利擁護や意思決定支援が必要な認知症や障がいのある人など、成年後見を必要とする人が制度を利用しやすい社会をつくっていくための取組みの中核となる機関（中核機関）を開設し、成年後見制度利用促進に向けた体制を整備
日常生活自立支援事業 <社協>	高齢による認知症や精神・知的障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方の日常金銭管理、福祉サービス利用援助、日常生活支援などを実施

関連する施策

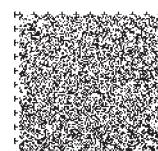
*認知症の人や家族への支援の充実については、高齢者分野の施策5-3参照

*権利擁護・虐待防止の推進については、障がい者分野の施策2-2参照

* 市民後見人：P.277参照

* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照

* 市長申立て：P.276参照



施策5－3 生活困窮者への相談支援体制の充実

- 生活に困窮している人や困窮するおそれのある人の相談窓口として「福岡市生活自立支援センター」を設置し、相談者が抱える複合的な課題に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタントなどの資格を有した支援員を配置します。
- 生活自立支援センターでは、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状況に応じた包括的な支援を実施します。
- 直ちに一般就労に就くことが難しい人について、一般就労へのステップアップを図るための中間就労による支援を実施します。
- 生活困窮者を早期に支援につなぐことができるよう制度の周知を図るとともに、地域や福祉事務所、ハローワーク、社協*、スクールソーシャルワーカー等の関係機関とも連携し、地域の中でのつながりを再構築する取組みを進めます。
- 生活習慣や子どもの育成環境に課題を抱えている生活困窮世帯の支援を行い、次の世代の将来における社会的・経済的自立を進めます。
- 巡回相談によりホームレスの路上からの自立を支援するとともに、ホームレスが抱える重複した課題に対して、各自立支援施設が連携して対応していくことによって、地域社会の一員として自立した日常生活が送れるよう支援します。

「子どもの貧困対策の推進」

- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。また、民生委員・児童委員*や主任児童委員、保育所や学校、区役所（保健福祉センター）などの関係機関、居場所づくりを行っている団体や地域がつながり、子どもや家庭が抱える困難を早期に把握し支援できる地域ネットワークの構築を促進・支援します。（施策13）

【主な事業】

- 子どもの食と居場所づくり支援事業
- 貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業 など

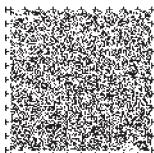
※ 第5次子ども総合計画より抜粋

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
生活困窮者自立相談支援事業 (生活自立支援センター)	相談者一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、就労、生活その他の自立に関する相談支援を実施
住居確保給付金	離職・廃業又は休業等による減収により住居を失うおそれのある者などに對し、就職活動を行うことを要件として家賃相当額を有期で支給
就労準備支援事業	農業体験や清掃ボランティア、就職活動に向けたセミナーの開催などにより、就労に向けた生活リズムの改善や必要な基礎能力の習得を支援

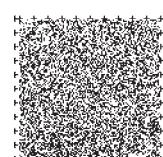
* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照

* 民生委員・児童委員：P.280参照



事業名	事業概要
認定就労訓練事業	市が認定した民間の訓練事業所において、「支援付き就労（中間的就労）」の場を提供
ホームレス自立支援事業	相談員が市内全域を巡回し、ホームレスの状況を把握するとともに、個別の相談に対応し、路上からの自立を支援 住居のない者に対し衣食住を提供し、就労支援や居宅移行支援を実施
子どもの健全育成支援事業	生活習慣や育成環境に課題を抱えている生活困窮世帯に対し、訪問や面談を通じて支援を実施
生活福祉資金貸付制度 <社協>	経済的自立、生活意欲の助長を図るため、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、低利子で貸付や支援を実施
地域の子どもプロジェクト <社協>【再掲】	子ども食堂などの子どもの居場所の立ち上げ支援や、福祉施設、大学など多様な社会資源*との連携・共働*により、地域の居場所での学習支援や生活の知恵、文化、生活習慣の伝承等を実施

* 社会資源：P.277参照
* 共働：P.276参照



施策5－4 複合的な課題解決に向けた連携強化

- 関係機関や多職種連携の推進、地域生活課題の相談体制充実とともに、既存の制度だけでは対応が難しい課題を抱える人や、課題を抱えながらも潜在化している人などについて早期に支援につなげ、包括的に寄り添いながら支援する取組みなど、包括的な支援体制の構築に向けた取組みを進めます。
- 各専門相談機関等が抱える複合化・複雑化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた多機関協働の機能強化に向けた検討を進めます。

「子ども家庭支援体制の充実」

- 各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター*（児童相談所）と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。（施策10）

【主な事業】

- 区子育て支援推進事業
- 家庭児童相談室
- 要保護児童支援地域協議会 など

----- ※ 第5次子ども総合計画より抜粋 -----

「住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実」

1 居住支援体制の構築

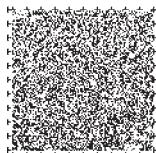
- 行政と公的・民間賃貸住宅事業者、NPO等の民間支援団体などの連携により、低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者が、それぞれの状況に応じて適切な住宅を確保できるように、福祉的配慮や入居・生活支援などに取り組み、居住支援の充実を図ります。（第4章 基本方針2）

【現在の主な事業】

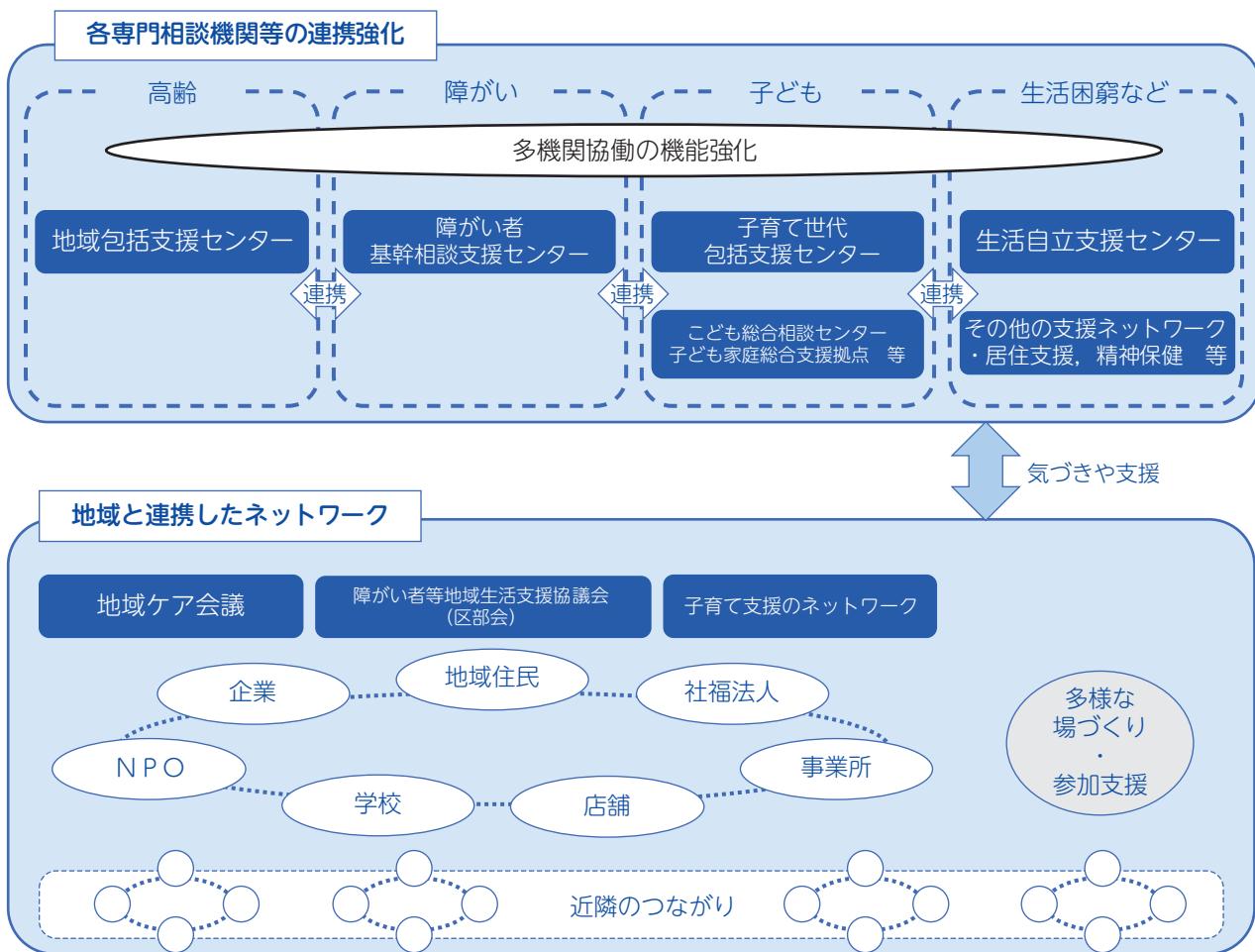
- 福岡市居住支援協議会の充実
- 居住支援法人との連携

----- ※ 福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画より抜粋 -----

* こども総合相談センター：P.269参照



【図表60】包括的な支援体制の構築に向けた連携強化

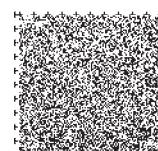


資料：福岡市

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）運営	高齢者の健康や福祉、介護、権利擁護*等に関する相談に応じ、身体状況に適した助言を行うなど、高齢者の自立した生活維持に向けた支援を実施。センターの円滑・適正な運営を図るため、職能団体や介護保険被保険者などで構成する地域包括支援センター運営協議会を設置
区障がい者基幹相談支援センター	学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口で、地域の障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携を図るなど、地域の体制づくりを実施
子育て世代包括支援センター	区保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
生活困窮者自立相談支援事業（生活自立支援センター）【再掲】	相談者一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、就労、生活その他の自立に関する相談支援を実施

* 権利擁護：P.276参照

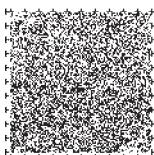


事業名	事業概要
地域ケア会議【再掲】	専門職や地域関係者などによる検討を通じ、それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見・解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域課題を発見し、必要な社会資源*づくり、政策の検討につなげるための地域ケア会議を市、区、概ね中学校区、小学校区、個別レベルに設置
障がい者等地域生活支援協議会	障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用などの各分野の関係者等が相互の連携を図り、地域における障がい児・者へのよりよい支援体制について協議するために設置
要保護児童支援地域協議会	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るために、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施
住まいサポートふくおか (福岡市居住支援協議会事業) <市、社協>	住み替えでお困りの高齢者等を支援するため、福岡市社会福祉協議会*をコーディネーターとして、入居に協力する「協力店」の確保や入居支援を行う「支援団体」によるプラットフォームを構築し、民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活を支援
福岡市居住支援協議会	住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を実施

関連する施策

*こころの健康づくりの推進（精神保健対策の推進）については、健康・医療分野の
施策1－5参照

* 社会資源：P.277参照
* (市・区・校区) 社会福祉協議会：P.277参照



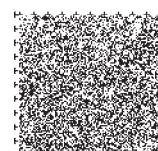
第3章 成果指標

本計画に定める「基本目標」に基づいた取組みを進めるために、次の項目を成果指標とします。

〈成果指標〉

基本目標	指標項目	現状値	目標値	出典
基本目標1 地域福祉活動推進のための基盤づくり	多様性を認めることができる市民の割合	—	増加 (令和8年度)	※新規調査
	地域福祉活動についての認知度	—	増加 (令和8年度)	※新規調査
	ユニバーサルデザインの認知度	48.4% (令和元年度)	70.0% (令和6年度)	市政アンケート調査
基本目標2 身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進	地域などと関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合	—	増加 (令和8年度)	※新規調査
	ふれあいネットワークの見守り対象世帯数《社協》	44,674人 (令和元年度)	51,000人 (令和8年度)	市社協調べ
	地域の子どもの居場所《社協》	56団体 (令和2年度)	増加 (令和8年度)	市社協調べ
	避難行動要支援者の個別支援計画の作成件数	557件 (令和2年度)	2,000件 (令和6年度)	市民局調べ
	認知症カフェ*の設置圏域数	26圏域 (令和元年度)	59圏域 (令和7年度)	保健福祉局調べ
基本目標3 人づくりと拠点づくり	地域などと関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合【再掲】	—	増加 (令和8年度)	※新規調査
	福祉活動について学ぶ機会の有無	—	増加 (令和8年度)	※新規調査
	地域福祉活動への参加状況	14.5% (令和元年度)	増加 (令和7年度)	高齢者実態調査

* 認知症カフェ：P.278参照



基本目標	指標項目	現状値	目標値	出典
基本目標4 多様な主体との連携・共働*による地域づくり	地域などと関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合【再掲】	—	増加 (令和8年度)	※新規調査
	NPO、ボランティア活動の参加率	15.3% (令和元年度)	24.0% (令和6年度)	福岡市基本計画の成果指標に係る意識調査
	ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合	11.6% (令和元年度)	22.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
基本目標5 包括的な相談支援ネットワークの充実	多機関協働の仕組みの構築	新たな仕組みの検討 (令和3年度)	新たな仕組みの実施 (令和8年度)	—
	個別レベルの地域ケア会議*の開催数（自立支援に資する地域ケア会議を除く）	377件 (令和元年度)	400件 (令和8年度)	保健福祉局調べ
	成年後見制度*の認知度	22.1% (令和元年度)	40.0% (令和7年度)	高齢者実態調査
	関係機関との支援調整会議の開催回数	60回 (令和元年度)	90回 (令和8年度)	保健福祉局調べ

* 共働：P.276参照
 * 地域ケア会議：P.111参照
 * 成年後見制度：P.277参照

